

岡山県極真空手道連盟 規約

第1章 総則

第1条 (名称)

この連盟は、岡山県極真空手道連盟という。

第2条 (事務所)

この連盟は、主たる事務所をNPO法人岡山県極真空手西田道場本部に置く。

第2章 目的及び活動

第3条 (目的)

この連盟は、岡山県下で極真空手の研鑽に日々励んでいる諸団体の交流を促進し空手道を通じた社会貢献に取り組むことを目的とする。

第4条 (連盟の活動の種類)

この連盟は、前条の目的を達成するため、次の種類の活動を行う。

- (1) 極真空手の普及促進
- (2) 交流試合の開催
- (3) 交流演武会の開催
- (4) 懇親会の開催
- (5) 震災などの被災者と治安維持の促進を目的とするブルークロス活動
- (6) 地域の空き缶拾いなどの身近なボランティア活動
- (7) 諸外国の岡山県訪日団体に対する演武披露などの親善交流
- (8) アジアをはじめとする諸外国との空手道を通じた親善と友好関係の構築
- (9) その他

第5条 (事業)

この連盟は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 連盟活動に係る事業
 - ① 空手道の精神を活かした武道の振興事業
 - ② 災害時の救援活動事業
 - ③ 地域住民の救援活動事業
 - ④ 空手道を通じての国際交流事業

第3章 団体

第6条 (種別)

この連盟の団体は、次の3種とし、加盟団体をもって岡山県極真空手道連盟加盟団体とする。

- (1) 加盟団体 第4条の活動、第5条の事業を共に主催していく団体
- (2) 友好団体 互いの団体の主催する大会、行事への交流が可能な団体
- (3) 賛助団体 大会、行事への参加はできないが、合同稽古会、懇親会、ブルークロス活動、ボランティア活動等と一緒にでき、互いの団体を応援しあえる団体

第7条 (加盟)

連盟の加盟団体については、第3条、第4条、第5条を理解し、協力できる団体とする。

- 2 連盟加盟団体の最終決定は、代表、相談役、会長の三者協議によってこれを決定する。

第8条 (加盟金及び会費)

連盟加入に際し、加盟金、登録費、連盟年会費等、諸費用は特に条件を定めない。

第9条 (加盟団体の資格の喪失)

加盟団体が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 加盟団体代表者が死亡し、又は加盟団体である団体が消滅したとき。
- (3) 第3条、第4条、第5条を理解、協力できなくなったとき。
- (4) 除名されたとき。

第10条 (退会)

加盟団体は、連盟代表が別に定める退会届を連盟代表に提出して、任意に退会することができる。

第11条 (除名)

加盟団体代表者及び、各支部長が次の各号の一に該当するに至ったときは、代表、相談役、会長の三者協議により、これを除名することができる。

この場合、その加盟団体代表者及び各支部長に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) この連盟の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

第12条 (種別及び定数)

この連盟に次の役員を置く。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 会 長 | 1人 |
| (2) 相談役 | 1人 |
| (3) 顧 問 | 数名 |
| (4) 代 表 | 1人 |
| (5) 副代表 | 加盟団体各道場1人
(代表、相談役、会長の三者協議で選任されたもの。) |
| (6) 代表補佐 | 加盟団体各道場1人
(代表、相談役、会長の三者競技で選任されたもの。) |
| (7) 参与 | 1人 |
| (8) 空手技術向上委員 | 1人 |
| 空手技術向上副委員長 | 1人 |
| 空手技術向上委員 | 5人 |
| (9) 事務スタッフ | 加盟団体各道場3人 |
| (10) 広報担当委員 | 加盟団体各道場 1人・各支部 1人 |

第13条 (選任等)

代表、副代表、代表補佐、参与、相談役、会長、顧問は、代表、相談役、会長の三者協議によってこれを決定する。

第14条 (職務)

代表は、この連盟を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表、代表補佐は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 3 役員は、役員会を構成し、この規約の定め及び役員会の裁決に基づきこの連盟の職務を執行する。
- 4 相談役は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 代表の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この連盟の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この連盟の業務又は財産に関し、不正の行為又は規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、役員に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合は、役員会を招集すること。
 - (5) 役員業務執行の状況又はこの連盟の財産の状況について、代表に意見を述べ、若しくは役員会の招集を請求すること。
- 5 参与、副代表（又は代表補佐）は、諸行事はもちろんのこと、あらゆる問題に対して代表を補佐、支援すること。

第15条 （任期等）

役員任期は、第9条、第10条、第11条に核当した場合、消失する。

第16条 （欠員補充）

各役員が欠けた時は、これを補充する。

第17条 （解任）

役員が次の各号の一に該当するに至った時は、役員会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第5章 総会

第18条 （種別）

この連盟の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第19条 （構成）

総会は、代表、副代表をもって構成する。

第20条 （権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更、修正に際しては、最終的に代表、相談役、会長の三者競技によってこれを決定する。
- (2) 第4条、第5条、第6条について

第21条 （議事録）

総会の議事については、議事録を作成し、相談役、会長に報告すること。

第6章 会計

第22条 （会計の区分）

この連盟の会計は、連盟が主催する大会、審査会、合同寒稽古、合同合宿、各種行事等、主管道場が責任を持って管理すること。また、会計報告を行うこと。

- 2 残余金が発生した場合、岡山県極真空手道連盟の収入とし、連盟での活動資金とする。この場合、代表、相談役、会長の三者協議によってこれを決定する。

第7章 雑則

第23条 (細則)

代表は諸問題が発生した場合、相談役、会長に速やかに報告し、協議すること。

附則

- 1 この規約は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この連盟の役員は、次に掲げる者とする。

会 長 逢沢一郎 (衆議院議員)
相談役 中見利男 (作家・ジャーナリスト)
顧 問 中見利男 (作家・ジャーナリスト)
平沼赳夫 (衆議院議員)
古市健三 (元倉敷市長)
熊代昭彦 (岡山市議会議員)
高谷茂男 (前岡山市長)
橋本 岳 (衆議院議員)
小西英治 (小西クリニック・医師)
※順不同

代 表 西田憲治 (西田道場)
副代表 河野義信 (河野道場)
越智康仁 (西田道場)
代表補佐 西田直実 (西田道場)

空手技術向上委員長 西田憲治 (西田道場)
空手技術向上副委員長 河野義信 (河野道場)
空手技術向上委員
(選手強化担当) 越智康仁 (西田道場)
(空手全般担当) 畠山謙太郎 (西田道場)
(型 担 当) 西田直実 (西田道場)
(健康技術担当) 河野義信 (河野道場)

事務スタッフ 西田裕二 (西田道場)
西田直実 (西田道場)
島内正洋 (西田道場)